4月1日から 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります

介護保険で要支援認定を受けた人へのサービスの一部（訪問介護、通所介護）が総合事業に移り、サービスの名称などが変わります。
これまでのサービスに加えて、市町村独自の基準で設定した多様なサービスも利用することができるようになります。
本市では現行の介護相当サービスに加え、平成28年度から一部事業所による訪問型サービスAと通所型サービスAの実施を開始します（下記参照）。
また、今後、NPOやボランティア団体などの住民主体によるサービスの構築なども検討していきます。
総合事業は、基本チェックリストの判定結果によっても利用できますが、本市では多様なサービスの提供が整い次第、基本チェックリストの運用を開始する予定です。

●サービス利用の流れ

認定申請や従来のサービス内容は、引き続き継続されます。

要介護認定申請

↓

訪問調査・医師の意見書をもとに、要介護認定審査

- **要介護認定**
  従来どおりです
- **要支援認定**
  訪問介護、通所介護のみ変更
- **非該当**

↓

介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント
ケアマネジャーによるケアプラン作成など

↓

利用者の心身の状況に適合したサービスを提供

平成28年度から実施する総合事業

現行の介護相当サービス
これまで介護保険サービスの予防給付として行っていたもの

訪問型サービス
・生活援助（掃除や買い物など）
・身体介護（入浴の介助など）

通所型サービス
・体操などの生活機能向上
・レクリエーション・入浴・食事など

新たに基準を設定したサービス
（多様なサービス）
利用者負担額とサービス提供者が一部左記と異なります。

訪問型サービスA
・生活援助
（例）調理、掃除などやその一部介助、ごみの分別やごみ出し、重い物の買い物代行や同行

通所型サービス A
・ミニデイサービス・運動・レクリエーションなど

◆問い合わせ　高齢障害課高齢介護係（☎44－2000 内線131）